

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三種町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.6%
全職員	62.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	99.1%
本庁係長相当職	95.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.7%
31～35年	96.8%
26～30年	91.1%
21～25年	100.8%
16～20年	94.1%
11～15年	90.9%
6～10年	109.7%
1～5年	97.8%

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職については、該当職員がいないため「—」を記載。
- ・パートタイム任用職員は、所定勤務時間（38.75時間／週）を用いて、フルタイム任用職員に換算して算出した。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。